

港区保健福祉センターにおける子育て支援強化事業補助職員会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、港区保健福祉センターにおける子育て支援強化事業補助職員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、区の福祉施策の推進に意欲のある者のうちから、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接試験

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、港区役所保健福祉課に配置するものとし、港区役所子育て支援業務主管課長の監督を受けて、主に以下の職務を遂行する。

- (1) 保育施設等との連携強化事業実施に必要となる諸業務
- (2) 保育所・幼稚園などとの連絡調整
- (3) 区役所内関係部署との連絡調整
- (4) 子育て支援に関する諸業務

(勤務時間)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日又は、

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

(ア) 週4日勤務の場合

午前9時から午後5時30分のうち主管課長が指定する7時間30分

(イ) 週5日勤務の場合

午前9時から午後5時30分のうち主管課長が指定する6時間

「休憩時間」

45分

「休日」

- (ア) 日曜日及び土曜日
- (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (ウ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (エ) 週 4 日勤務の場合、月曜日から金曜日のうち主管課長から指定された曜日

- 2 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難いときは、休日を別に定めることができる。
- 3 前項の規定により休日に勤務を命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- 4 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日を起算日とする 4 週間前の日から当該休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

(その他)

第 6 条 この要綱の実施について必要な事項は、港区長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。